

論 文

わが国の金融商品会計基準の動向と展望

—井上良二博士の学説を手がかりに—

市 川 紀 子

I. はじめに

わが国の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：以下、ASBJとする）は、2018年8月30日に「『金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集』の公表」（以下、ASBJ [2018a]）および「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下、ASBJ [2018b]）を公表した。

企業会計審議会が1999年1月22日に「金融商品に係る会計基準」を公表したが、その後、ASBJが2006年8月11日（最終改正2008年）に「金融商品に関する会計基準」（以下、ASBJ [2008]）を設定し、ASBJに移管された。その後、ASBJは、2007年6月15日および2008年3月10日に改正を重ねたが、「設定以来、抜本的な改正は行われていない」（ASBJ [2018b] 2頁）とする。また2005年に「会計制度委員会報告第14号『金融商品会計に関する実務指針』」（以下、JICPA [2005]）が公表されている。よってASBJ [2018a] および [2018b] の意見の募集に対する返答コメント内容如何にはよるものの、ASBJ [2008] 以降の大きな改正となる可能性が高い。

ASBJ [2018a]（1頁）においては、金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、わが国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと捉えている。一方でASBJ [2018a] は、仮に金融商品に関する会計基準を改正する場合には、約20年ぶりの抜本的な改正となり、多くの適用上の課題が生じることが想定されるため、金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に

対する意見を幅広く把握するために、意見募集文書を公表したことを述べている (ASBJ [2018a] 1頁)¹。

以上のように、改正に向けての議論が活発化している。しかし、改正に向けて考えなければならないのは、「制度を形作っている会計諸基準がどのような意味を持ち、それが財務会計論の理論とどのように相違しているか、それはなぜか、それでよいのかという観点」(井上 [2014a] 5頁)を携えることである。この観点をもちえて、はじめて「実践の妥当性について論理的に分析できる能力を獲得する」(井上 [2014a] 5頁) ことができるかと考えるからである。ついでには、本稿においては、現状のASBJ [2008] およびJICPA [2005], またASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] の改正の展開に関して井上良二博士の学説を手がかりに、その論理的妥当性を検討したい。

II. 井上良二博士の学説

井上 [2014b] によれば、財務会計は、法規範や慣習規範のみならず各企業が自主的に定めている会計処理・報告の行動様式 (ルール) に基づいて行われる会計であるとする (井上 [2014b] 2頁)。この財務会計は2つの領域に分けられ、一つは法領域および慣習規範が制度といわれることからそれらに基づく会計を制度会計といい、二つ目は、それ以外の部分をまとめて非制度会計とする。また財務会計と財務会計論の関係について、財務会計論は財務会計を研究対象とする学問であるとし、よって、ここで示す財務会計は、一定の目的 (たとえば、情報利用者による企業成果の予測と企業価値の評価を可能とするために情報利用者に情報を提供すること = 情報利用者の投資意思決定) のために、上述のルールに従って企業の経済活動を認識し、測定し、その結果を伝達する行動であるとしている。上記の目的を前提とすれば、次のように示すことができるとしている (井上 [2014b] 2頁)。

$$y = g(f(x))$$

x はそれ自らの意思によって独立に変化させることができる企業の経済活動であり、関数の世界では独立変数といわれる。 $f(\)$ と $g(\)$ は x を y に変換す

1 2018年11月30日をもってコメントの受付は終了し、現在、コメントが公表されている (2019年2月11日時点)。

るための関数型である。これは x の値を y の値に変換する形式であるということできるとする。 y は独立に変化するのではなく、独立変数の変化あるいは関数型の変化に従って変化するために従属変数といわれる。関数型は、会計の世界では x と y を返還するための会計のルール群である。この会計ルール群は、会計人が表現しようとする目的に沿うような形で形成されると井上 [2014b] は指摘する。もし、会計ルール群が会計人の表現しようとしている目的と矛盾するように制定されているときには、会計人の行動は社会から与えられた目的を達成することはできないことになるとし、すなわち、会計人の行動は社会が期待している役割を果たすことばできなくなる。会計というのは会計人の行動であったから、それは会計が社会の期待に応えられていないことを意味するとされる。よって、このことは、会計人の行動である財務会計が社会的機能を実現できていないことになるから、この役割の期待に応えるために会計ルール群を編かさせることが必要とされるのである（井上 [2014b] 3頁）。この井上 [2014b] の考え方を一覧表にすると、図表1の通りである。

そして井上 [2014b] によれば、財務会計論の研究対象となる財務会計の関係図は、図表2のように示される。

図表2において井上 [2014b] は、次のように説明する。図表2において、利害関係者から企業活動へのフィードバックは利害関係者の行動によりデータとなる企業活動を企業が変更することがあることを示す。また、利害関係者の行動が会計ルール群そのものを変えたり、適用すべき会計ルールを変更したりすることがある。これを情報インダクタンスという（井上 [2014b] 5頁）。中央の長方形は、情報論においては情報処理とされるものである。井上 [2014

図表1 $y = g(f(x))$ とは何か

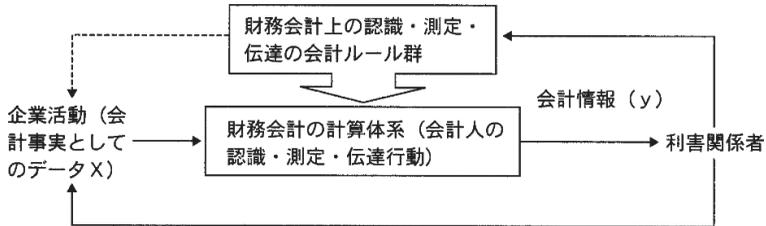
Y	会計情報：企業の経済活動を会計ルールに従って変換した結果（従属変数）
X	企業活動（会計事実としてのデータ）：それ自らの意思によって独立に変化させることのできる企業の経済活動（独立変数）
f ()	変換（認識・測定）のルール
g ()	伝達のルール

出所：井上 [2014b] をもとに筆者作成。

※f ()とg ()は x を y に変換するための関数型。

※関数型は会計の世界では x を y に変換するための会計ルール群

図表2 財務会計とは何か



出所：井上 [2014b] 5頁。

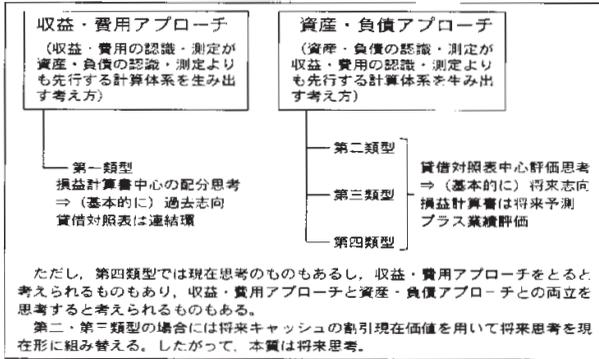
図表3 財務会計の四つの類型（損益法と財産法の結合形態）と中心的な目的

<p>第一類型：財産法<math>\subset</math>損益法，故に損益法利益=財産法利益 財産法の利益は損益法の利益に一致する 財務報告目的：損益計算と利害調整 計算体系：取得原価主義会計……企業会計審議会，ASBJ</p>	
<p>第二類型：損益法<math>\subset</math>財産法，故に財産法利益<math>\neq</math>損益法利益 損益法の利益+その他の包括利益=財産法の利益 財務報告目的：企業価値予測（資源の効率的利用の評価に関わる一部の資産等の時価評価と取得原価測定） 計算体系：時価会計（公正価値会計）の(1) FASB & 同Exposure Draft，及びCon 8, IASB</p>	
<p>第三類型：損益法<math>\subset</math>財産法，故に財産法利益=損益法利益 損益法の利益は財産法の利益に一致する 財務報告目的：企業価値予測（資源の効率的利用の評価に関わる多くの資産等の時価評価。財務業績情報に関して第二類型と異なる。） 計算体系：時価会計（公正価値会計）の(2) ASB (UK) ……過去のIASB</p>	現在の方向
<p>第四類型：損益法<math>\subset</math>かつ<math>\supset</math>財産法，故に財産法利益=損益法利益 財産法と損益法の利益は一致する 財務報告目的：実体資本維持 計算体系：時価主義会計</p>	過去に指向されていた方向
再評価モデルはこの流れともいえる	
<p>類型に関しては市川紀子『米国における財務会計の現代的特質』千葉大学大学院社会文化科学研究科博士論文，2003年によって展開されたものである。ただし，本書では類型及び類型の規定方法に編者（井上）の考えを付加しているので若干の相違がある。</p>	

出所：井上 [2014b] 7頁。

b) では、情報処理の主体がデータを秩序的に処理（認識・測定・伝達）する首尾一貫した行動の体系を計算体系としている。また、会計目的を何とするかが、問題であるとして、理由としてそれによって会計人が企業の経営活動のどのような側面に注目するかを特定することになるかをあげている。

図表4 アプローチと計算構造類型



出所：井上 [2014b] 15頁。

つづけて井上 [2014b] は、計算体系化の類型化に言及する。利益計算の方法として、わが国では損益法と財産法とがあるとし、損益法は利益 = 収益 - 費用という形で利益を計算し、他方、財産法は期中の資本増減、配当支払等の取引を度外視すれば、利益 = 期末純資産 - 期首純資産という形で利益を計算されととしている。損益法および財産法という損益計算方法は、本来、そこに投入される材料如何によって異なるものを算出する汎用的な機械に類似し、損益法・財産法自らがそこに投入する材料を規定することはできないとする。したがって、計算体系は損益法と財産法という2つの利益の計算方法の結合関係(計算構造)だけを明らかにすることによっても類型化できないとしている(井上 [2014b] 6頁)。そこで、井上 [2014b] では、計算体系は実は会計目的(財務報告目的)と結びついて計算構造が特定され、初めて類型化が可能になると述べる。そして、そもそも計算は人間の行動だから目的と結びつく必要があるとする(井上 [2014b] 6頁)。以上をまとめた財務報告と結びついての計算構造は、図表3のとおりである。また、図表4は「収益・費用アプローチ」および「資産・負債アプローチ」²⁾と類型論との関係である。

図表5は、井上 [2014c] で展開する財務会計論の全体を図示したものである。現代の財務会計論形成の基盤を成している意思決定一有用性アプローチに従い社会の情報要求(社会が財務会計に与える社会的機能)を把握し、その情報要求に応じて(その情報要求の提供を目的とすること)それに適う具体的な計算体系を特定するという順序が図表5下部から上部に描かれている。紙幅の

Ⅲ. 金融商品会計

1. ASBJ [2008] およびJICPA [2005] に関して一井上良二博士の学説を手がかりに—

井上良二 [2014d] (354頁)によれば、ASBJ [2008] の場合には、取引当事者の一方からの定義であるため明確ではないが、JICPA [2005] に従うかぎり、金融商品は二企業間で締結される「契約」であることが明確であるとする。

また井上 [2014d] (354頁)では価値形成には、3つの形態があると考えられるとする。具体的には、(1)形態的变化、(2)場所的变化、(3)時間的变化である。井上 [2014d] (355頁)によれば、(1)形態的变化は加工にともなう財貨・用役の変形によって価値形成をするもので、形態的移動とも呼ぶものであり、製造業による価値形成を指している。また(2)場所的变化は生産地から消費地にまで財貨・用役を移動させることによって価値形成をするもので、場所的移動とも呼ぶものであり、商品売買業等による価値形成を指す。(3)時間的变化は金融資産等の運用により時の経過によって価値形成をするもので、時間的移動とも呼ぶものであり、金融業の貸付等による価値形成および一般事業会社の外部投資による価値形成を指すとしている。

以上のことから、井上 [2014d] (356頁)は、金融商品会計は(3)時間的变化という価値形成の問題であるとする。そして、この価値形成の相違によって資産を分類すれば、(1)あるいは(2)の投資の場合の資産は事業資産、(3)の投資は金融資産であり、その特性は、契約であるとする。

また井上 [2014d] (356頁)によれば、(1)および(2)の場合には、自己の努力

2 「asset and liability view」「revenue and expense view」の訳語例としては、「asset and liability view」を「資産負債アプローチ (資産・負債アプローチ)」と呼び、「revenue and expense view」を「収益費用アプローチ (収益・費用アプローチ)」と訳するものを目にすることが多い。なお、当該訳語に関しては、この他、資産負債観 (資産・負債観) 及び収益費用観 (収益・費用観)、資産負債中心観及び収益費用中心観などがあるが、これらの当否等については、藤井秀樹 [1997] 53-54頁参照。当該アプローチの転換の実質的なきっかけに関してはFASB [1976] 参照。

によって将来のキャッシュ・インフローを変更させることができるし、キャッシュ・インフローの時期を決定することもできる、その代わり(1)および(2)の場合にはキャッシュ・インフローの時期および金額についての見込みに対する確実性は乏しいとしている。

井上 [2014d] (356頁) は、株式のような有価証券は金銭債権とは異なるとしたうえで、つづけてキャッシュ・インフローが能動的に変化させうるか受動的でしかあり得ないのかが問題であると指摘する。株式への投資は確かに投資先の企業努力によって投資者にとっては変動キャッシュ・インフローとなる。しかし、それは投資者の努力と関わりない問題であると述べる。投資者がいかに努力しようともインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを自らの手で増減させることはできないと指摘する (井上 [2014d] 357頁)。

ここに、井上 [2014d] (357頁) は(1)および(2)と(3)の価値形成の相違点があると指摘する。(1)および(2)は、たとえ同じような投資を行っている他企業があったとしても企業自らの努力で異なる成果を生み出すことは可能である。ところが(3)の価値形成の場合には、将来キャッシュ・インフローは受動的にしか決められないと述べる。したがって、これを保有する意図あるいは企業によってその価値(キャッシュ獲得能力)は変わらない。常に、受動的なキャッシュ・インフローである以上、受取り側の企業努力は関係がないからである。このために、金融資産の場合には「事業リスクの解放」の要件が付されず、時価評価による評価差額が収益と考えられると指摘している (井上 [2014d] 357頁)。

ただし、目的によって投資された資産の形態、認識時期、測定方法が異なる

図表6 投資目的と資産

	金融投資	事業投資
金融資産	デリバティブ、売買目的有価証券 ⇒時価評価	関係会社株式、満期保有目的債券や通常のローン債権 ⇒取得原価評価
非金融資産	トレーディング目的で保有する金などのコモディティ ⇒時価評価の可能性も検討*	(金融投資目的以外の) 通常の棚卸資産や固定資産 ⇒取得原価評価

井上 [2014d] 358頁。

*事業上の制約もなく、何時でも時価で換金可能なマーケットで取引されている非金融資産の場合には、外形的に金融資産でなくとも時価評価がなじむ。

ことを指摘したうえで、ASBJが「棚卸資産の論点整理」で示した考え方は、図表6の金融資産と非金融資産に分類するものであったとし、そのうえで投資目的との関係を示すものであるから、資産を金融投資目的資産と事業投資目的資産とに分類することを主張するものと捉えることができるので、この考え方は資産評価の基準との関係でいえば非常に優れていると思われると井上は述べている（井上 [2014d] 358頁）。井上 [2014d] はこうして資産分類は、金融投資目的資産と事業投資目的資産と二分されるのが論理的であるとする。

2. ASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] 公表経緯と内容に関して

ASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] の公表の経緯に関しては、2016年8月に、今後3年間の日本基準の開発の基本的な方針及び国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を示す中期運営方針を公表している件を土台としている（ASBJ [2018b] 2頁）。

当該方針は、ASBJ [2018b]（2頁）によれば、まず活動の基本的な方針として、わが国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るためには、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要があるとしている。そのうえで、日本基準の開発に関する方針として、会計基準は金融資本市場の重要なインフラであり、投資家の意思決定に資する有用な財務情報を提供するためには、わが国の市場で用いられる会計基準が高品質であることが必要であると考えられ、また、日本基準と国際的な会計基準との間の整合性を図ることにより、財務情報の比較可能性を高めることも必要であるとしている。また、これまでの取組みにより、日本基準は、一定程度国際的な会計基準との間で整合性が確保されているが、国際的な会計基準においても新基準の開発や既存の基準の改正が継続的に行われており、今後も、国際的に整合性のあるものとするための取組みを継続的に行う必要があるとしている。そして、今後、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一つとして金融商品に関する会計基準を挙げており、適用に関する実務上の懸念の把握や着手するとした場合に3つの分野（金融商品の分類及び測定、金融資産の減損、ヘッジ会計）を同時に扱うべきか等の検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、わが国における会計基準の改訂に向けた検討に

着手するか否かの検討を行うとしている (ASBJ [2018b] 2頁)。

本稿 I でも述べたとおり、わが国ではASBJ [2008] 以降、抜本的な改正はなされていない。しかし、国際的の潮流はそれとは異なる。国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : 以下, IASBとする) や米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standard Board : 以下, FASBとする) は新規プロジェクトや改正を既に行っている。

ASBJ [2018b] によれば、IASBおよびFASBは金融商品会計の複雑性を低減するため、また世界的な金融危機の際における減損の認識への批判に対応するために、金融商品会計プロジェクトに取り組み、IASBは、2009年11月から2014年7月にかけて、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の大幅な改訂を含む国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : 以下, IFRSとする) 第9号「金融商品」(以下, IFRS第9号という) を公表していると指摘している。また、FASBも、2016年1月から2017年8月に、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の改正を行っている (ASBJ [2018b] 2-3頁)。

以上のことから、ASBJ [2018b] (3頁) では、改正に着手をすることは、会計基準の高品質化、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性、国内外の企業間の比較可能性を向上させることに繋がることを指摘している。ただし、20年ぶりの改定のため、「金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するため」(ASBJ [2018b] 3頁)、意見募集を公表しているのである。

そもそも金融商品会計には、(1)「金融商品の分類と測定」(2)「金融資産の減損」(3)「ヘッジ会計」(4)「金融商品の認識の中止」があるが、今回の改正は、(1)~(3)を対象している。(4)が入っていないのは、将来的に、連結範囲の定めを国際的に整合性のあるものとするか否かを検討する際に合わせて検討することが適当と考えられるためである (ASBJ [2018b] 3頁)。なお、本稿では紙幅の関係もあり特に(1)(2)を取り上げる。

なお、意見募集の際の質問設定事項は、質問1 (回答者の属性)、質問2 (金融商品会計基準の改正の意義 (第7項))、質問3 (プロジェクトにおいて検討する範囲 (第8項から第11項))、質問4 (その他の関連する事項 (第13項から

第15項)), 質問5 (識別された論点及び適用上の課題 (各分野における主要な論点 (第18項) を含む)), 質問6 (開示), 質問 (その他) となっている。

(1) ASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] の金融商品の分類及び測定

主な金融資産である①有価証券, ②債権 (貸付金等), ③デリバティブに関して, その分類及び測定は次のとおりである。なお, ここでいうFVPLは純損益を通じて時価 (公正価値) で測定 (時価をもって貸借対照表価額とし, 評価差額は当期の損益として処理) であり, FVOCIはその他の包括利益 (OCI) を通じて時価 (公正価値) で測定 (時価をもって貸借対照表価額とし, 評価差額はOCIとして処理) である。なお, OCIの処理に関連して, FVOCI (リサイクリングあり) とFVOCI (リサイクリングなし) がある。また, リサイクリングは売却時, 減損損失計上時等に, 累積されたOCIを当期の損益に計上する (OCIから純損益へのリサイクリング) である (ASBJ [2018a] 2頁)。

①有価証券

有価証券の日本基準, IFRS, 米国会計基準の比較に関してASBJ [2018a] によれば, 図表7および図表8, 図表9のとおりである。また, このASBJ [2018a] (2頁) で取り扱う有価証券には, 子会社株式及び関連会社株式は含

図表7 ASBJ [2018a] にみる金融商品の分類の比較/上場株式と非上場株式

商品種類	日本基準	IFRS (※1)	米国会計基準
上場株式	売買目的有価証券: FVPL その他有価証券: FVOCI (リサイクリングあり)	FVPL (ただし, 売買目的保有でない場合, FVOCI (リサイクリングなし) を選択することも可能)	FVPL
非上場株式	その他有価証券: 取得原価	上場株式と同様	FVPL (ただし, 取得原価から減損損失を控除し, 一定の調整をする処理を選択することも可能)

出所: ASBJ [2018a] 2頁。

(※1) 日本基準では, 金融資産について有価証券及び債権等の区分並びに保有目的に応じて会計処理が定められているが, IFRSでは, 金融資産の管理に関する企業の事業モデル (事業モデル要件) と金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性 (契約キャッシュ・フロー要件) に基づき, 金融資産の分類及び測定を決定する (ASBJ [2018a] 3頁)。

図表8 ASBJ [2018a] にみる金融商品の分類の比較／債権

商品種類	日本基準	IFRS (※1)	米国会計基準
債券	売買目的有価証券： FVPL	事業モデル要件及び契約 キャッシュ・フロー要件 に基づき、次のいずれか に分類：償却原価、 FVOCI (リサイクリン グあり)、FVPL	売買目的有価証券： FVPL
	満期保有目的の債券：償 却原価		満期保有目的有価証券： 償却原価
	その他有価証券： FVOCI (リサイクリン グあり)		売却可能有価証券： FVOCI (リサイクリン グあり)

出所：ASBJ [2018a] 3頁。

(※1) 日本基準では、金融資産について有価証券及び債権等の区分並びに保有目的に応じて会計処理が定められているが、IFRSでは、金融資産の管理に関する企業の事業モデル（事業モデル要件）と金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（契約キャッシュ・フロー要件）に基づき、金融資産の分類及び測定を決定する（ASBJ [2018a] 3頁）。

図表9 ASBJ [2018a] にみる金融商品の分類の比較／契約キャッシュ・フロー要件に関して

契約キャッシュ・フロー要件	事業モデル要件	分類及び測定
満たす	契約上のキャッシュ・フロー を回収するために金融資産を 保有することを目的とする事 業モデル	償却原価
	契約上のキャッシュ・フロー の回収と売却の両方を目的と する事業モデル	FVOCI (リサイクリングあ り)
	その他の事業モデル (売買目 的等)	FVPL (ただし、IAS第32号 「金融商品：表示」における 資本金商品等の定義を満た し、かつ、売買目的保有でな い場合、FVOCI (リサイク リングなし) を選択すること も可能
満たさない	—	

出所：ASBJ [2018a] 3頁。

まれていない。なお、投資信託については、日本基準及び米国会計基準では、株式と同様の取扱いとなるが、IFRSでは、事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づき分類を判定することとなる。また、IAS第32号「金

図表10 ASBJ [2018a] にみる金融商品の分類の比較／債権（貸付金等）

日本基準	IFRS（※1）	米国会計基準
償却原価	事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づき、次のいずれかに分類：償却原価、FVOCI（リサイクリングあり）、FVPL	償却原価（ただし、売却目的保有の貸付金は、償却原価と公正価値の低い方）

出所：ASBJ [2018a] 4頁。

（※1）日本基準では、金融資産について有価証券及び債権等の区分並びに保有目的に応じて会計処理が定められているが、IFRSでは、金融資産の管理に関する企業の事業モデル（事業モデル要件）と金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（契約キャッシュ・フロー要件）に基づき、金融資産の分類及び測定を決定する（ASBJ [2018a] 3頁）。

融商品：表示」における資本性金融商品の定義を満たし、かつ、売買目的保有でない場合には、FVOCI（リサイクリングなし）を選択することもできるとしている（ASBJ [2018a] 2頁）。

図表9の契約キャッシュ・フロー要件とは、金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるかどうかを判定する要件である（ASBJ [2018a] 3頁）。

②債権（貸付金等）

図表10はASBJ [2018a] にみる金融商品の分類における債権（貸付金等）の比較表である。

③デリバティブ

ASBJ [2018b]（4頁）によれば、日本基準、IFRS、米国基準すべてにおいて、原則としてFVPLで測定するとしている。

(2) ASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] の金融資産の減損

①有価証券（償却原価及びFVOCI（リサイクリングあり）で処理されることを前提とする。）

ASBJ [2018a]（4頁）によればIFRS及び米国会計基準では、株式は減損処理が求められない分類となるため、図表11は債券を前提としている。

② 債権（償却原価で処理されることを前提とする）

図表12は金融資産の減損における貸付金・営業債権・リース債権の比較表で

図表11 金融資産の減損の比較／有価証券

日本基準	IFRS (※2)	米国会計基準
満期保有目的の債券及びその他有価証券：時価を基礎とした減損判定が必要	償却原価及びFVOCI（リサイクリングあり）の場合：12か月又は全期間の予想信用損失を認識	満期保有目的の有価証券：全期間の予想信用損失を認識 売却可能有価証券：時価を基礎とした予想信用損失を認識

出所：ASBJ [2018a] 4頁。

(※2) 日本基準では、債券については時価を基礎とした減損判定を行い、債権については決算日現在の信用リスクに基づく債権区分に応じた貸倒見積高を算定するが、IFRSでは、原則として、金融資産に係る信用リスクが当初認識（取得日）以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失を認識し、そうでない場合には、12か月の予想信用損失を認識する（ASBJ [2018a] 4頁）。

図表12 金融資産の減損の比較／貸付金・営業債権・リース債権

商品種類	日本基準	IFRS (※2)	米国会計基準
貸付金	債務者の状況に応じた債権区分に基づき貸倒見積高を算定	12か月又は全期間の予想信用損失を認識（債券と同様）	全期間の予想信用損失を認識
営業債権（売掛金等）	貸付金と同様	全期間の予想信用損失を認識（ただし、重要な金融要素を含む場合、貸付金と同様の方法又は全期間の予想信用損失の認識を選択）	貸付金と同様
リース債権	貸付金と同様	貸付金と同様の方法又は全期間の予想信用損失の認識を選択	貸付金と同様

出所：ASBJ [2018a] 4頁。

(※2) 日本基準では、債券については時価を基礎とした減損判定を行い、債権については決算日現在の信用リスクに基づく債権区分に応じた貸倒見積高を算定するが、IFRSでは、原則として、金融資産に係る信用リスクが当初認識（取得日）以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失を認識し、そうでない場合には、12か月の予想信用損失を認識する（ASBJ [2018a] 4頁）。

ある。

3. ASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] が想定している会計観

上述してきたように、ASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] で示きたれ一連の比較図表を確認する限り、国際的な統一がとれているとはいえない。

ASBJ [2018b] (4頁)によればわが国の会計基準は、歴史的には、IFRSと米国会計基準の双方を対象として整合性を図ってきたが、2007年にIASBとともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRSを国際的に整合性を図る対象としてきているとする。よって国際的に整合性を図ることを検討する場合、まずIFRSがその対象となると考えられるが、IFRSと米国会計基準が異なる点については、米国会計基準の取扱いも参考にすべきと考えられるため、両者の異同及び想定される適用上の課題について整理していると説明している (ASBJ [2018b] 4頁)。また、ASBJ [2018b] は、これまで国際的な会計基準との整合性を図る観点から会計基準の開発を行ってきた際には、整合性を図る程度は、2018年3月に公表した企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下、ASBJ [2018c]) のように、IFRSの規定を基本的にそのまま取り入れているものから、会計基準に準拠することにより得られる財務情報が、投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異ならない程度に開発したもので、様々であるとし、この点については、会計基準の開発に着手した場合には、開発過程で検討されることになるとしている (ASBJ [2018b] 4-5頁)。さらに、これまでに開発してきた会計基準では、基本的に連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めてきているが、個別財務諸表は関連諸法規等の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられること、及び連結子会社等における負担が生じること等が考えられるため、この点についても、会計基準の開発に着手した場合には、開発過程で検討されることになるとしている (ASBJ [2018b] 5頁)。

最終的にASBJ [2018b] は「IFRSの規定を基礎とした場合」(ASBJ [2018b] 6頁)、主要な論点となると考えられる項目を取り上げ、特に意見を伺いたいとしている。

なお、金融商品の分類及び測定に関しては、次の三点取り上げている。株式についてOCIオプションを適用した場合、当該株式の売却時に損益が計上されず、また減損損失が計上されないこと (ノンリサイクリング処理)、非上場株式について、貸借対照表において公正価値測定が求められること (評価差額は、原則として損益に計上され、OCIオプションが適用可能)、日本基準において認められている管理上の区分による金融資産の組込デリバティブの区分処理が認められなくなり、リスク管理方法に影響を及ぼす可能性があることである

(ASBJ [2018b] 6頁)。金融資産の減損に関しては次の二点を取り上げている。日本基準のように債務者の状況に応じた債権区分（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に対応する貸倒引当金を計上するのではなく、個々の債権単位で債権の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価したうえで予想信用損失を測定し、個々の債権の信用リスクに基づく予想信用損失を測定する一方、個々の債権に対する信用リスクのデータを整備し、当該データを保存するプロセスの整備やシステムの改修等が必要となること、将来予測的な情報に基づき、企業の信用リスクを適切に反映する予想信用損失を測定する一方、将来予測的な情報を反映するためのデータの整備やその反映方法の妥当性を検証するプロセスの構築等が必要となることである（ASBJ [2018b] 6頁）。

2018年3月に公表したASBJ [2018c]と同様に、IFRSの規定を基本的に（原則的に）そのまま取り入れるかどうかは、寄せられたコメント次第にもよるであろう。しかし上述した図表7～12にみられる比較表の作成、IFRSの規定を基礎とした場合を仮定して、主要論点を取り上げている状況を鑑みるとASBJ [2018c]と同様の道を辿ることが予想される。2006年に公表されたわが国の「討議資料『概念フレームワーク』」でも謳われている、いわゆる投資のリスクからの解放の概念は、収益認識会計基準が示すものは異なる考え方であり、後者は図表13が示すような収益費用中心観の考え方をベースとしていない。それは今回のASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] でも同様のことがいえるであろう。図表13が示す通り、本件に関するASBJが想定する会計観が実践型資産負債中心観①に移行すると考えられる。なお図表13は、本稿Ⅱで取り上げた井上良二博士の学説（特に図表3）を原点とし作成したものである。

Ⅳ. おわりに

冒頭で述べたように、2018年8月30日にASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] が公表された。募集に対する返答コメント内容如何にはよるものの、ASBJ [2008] 以降の大きな改正となる可能性が高い。ASBJ [2018a] およびASBJ [2018b] では金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために、意見募集文書を公表したことを述べている。しかし、IFRSの規定を基礎とし

わが国の金融商品会計基準の動向と展望

図表13 計算構造類型の再検討

I	収益費用中心観 (ASBJの指向性)				ASBJの現在の方向・変化
	重視される鍵概念	利益計算方法の組み合わせ	計算体系	測定属性	
	損益計算書中心の配分思考 過去思考 利益と費用の期間対応	財産法の利益は損益法の利益に一致する	取得原価主義会計	取得原価	IASBの現在の方向・変化
II	実践型資産負債中心観① (FASBの指向性)				
	重視される鍵概念	利益計算方法の組み合わせ	計算体系	測定属性	
	貸借対照表中心の評価思考 将来思考 資産と負債の変動	損益法の利益+その他の包括利益=財産法の利益	時価会計	時価・取得原価	
III	実践型資産負債中心観② (過去のIASBの指向性)				IASBの現在の方向・変化
	重視される鍵概念	利益計算方法の組み合わせ	計算体系	測定属性	
	貸借対照表中心の評価思考 将来思考 資産と負債の変動	損益法の利益は財産法の利益に一致する	時価会計	時価	
IV	純粋型資産負債中心観 (過去のFASBの指向性: 1976年討議資料)				
	重視される鍵概念	利益計算方法の組み合わせ	計算体系	測定属性	
	貸借対照表中心の評価思考 将来思考 資産と負債の変動	財産法と損益法の利益は一致する	時価主義会計	— (時価)	

出所：市川 [2018] (68頁) を修正

た場合を前提として、主要な論点となると考えられる項目を取り上げ、特に意見を伺いたいとしており、あわせて図表7～12にみられる比較表を公表している経緯から、2018年3月に公表されたASBJ [2018c] と同様の道を辿る可能性が高い。ASBJ [2018a] は、改正着手はすることは会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと捉えている。改正に向けての議論が活発化してものの、公表経緯の根底にあるのは、比較可能性の重視である。寄せられたコメントによって方針変更の可能性はあるものの、わが国も (IFRS を基本的にすべて取り入れる方向性ならば)、今後改正されるであろう金融商品会計基準をささえる、新たな概念フレームワークが必要であろう。

参考文献等

- ASBJ [2006] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」。
- ASBJ [2005] 「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」。
- ASBJ [2008] 「金融商品に関する会計基準」。
- ASBJ [2016] 「中期運営方針」。
- ASBJ [2018a] 「『金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集』の公表」。
- ASBJ [2018b] 「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」。
- ASBJ [2018c] 「収益認識に関する会計基準」。
- JICPA [2005] 「会計制度委員会報告第14号『金融商品会計に関する実務指針』」。
- 市川紀子 [2010] 『財務会計の現代的基盤』 森山書店。
- 市川紀子 [2014a] 「第9章 収益会計」井上良二編『新版財務会計論改訂版』 税務経理協会, 259-301頁。
- 市川紀子 [2014b] 「財務会計の現代的特質：中心観を基軸とした包括利益に関わる計算体系の検討」『会計・監査ジャーナル』 第26巻第6号, 47-55頁。
- 市川紀子 [2015] 「収益認識規準にみる財務会計の現代的特質：井上良二教授の学説を手がかりに」『産業経理』 第74巻第4号, 45-56頁。
- 市川紀子 [2016] 「計算構造類型の再検討—IASB収益認識基準および概念フレームワークにおける資産負債中心観の変化—」『会計』 第189巻第2号, 200-214頁。
- 市川紀子 [2017] 「計算構造類型の再検討—FASBにおける資産負債中心観の変化—」『財務会計研究』 第11号, 63-96頁。
- 市川紀子 [2018] 「計算構造類型の再検討—ASBJの収益認識基準（案）等にもみる会計観を中心に—」『会計』 第193巻第4号, 64-77頁。
- 井上良二 [2008] 『新訂財務会計論』 税務経理協会。
- 井上良二 [2014a] 「序」井上良二編『新版財務会計論改訂版』 税務経理協会, 5-8頁。
- 井上良二 [2014b] 「第1章 現代会計の特質—時価会計（公正価値会計）とは何か」井上良二編『新版財務会計論改訂版』 税務経理協会, 2-17頁。
- 井上良二 [2014c] 「第4章 財務会計論の研究対象と研究方法」井上良二編『新版財務会計論改訂版』 税務経理協会, 79-92頁。
- 井上良二 [2014d] 「第13章 金融商品会計」井上良二編『新版財務会計論改訂版』 税務経理協会, 354-387頁。
- 岩田巖 [1987] 『利潤計算原理』 同文館, 1987年。
- 太田実佐・植木恵「ASBJ意見募集で考えるIFRS第9号と整合性を図る場合の実務の

- 影響」『企業会計』第70巻第12号, 40-48頁。
- 岡本修「バーゼルⅢの最終化がもたらす金融商品会計への影響（第1回）バーゼルⅢ最終化の概要と会計上のインパクト」『企業会計』第70巻第5号, 89-92頁。
- 岡本修「バーゼルⅢの最終化がもたらす金融商品会計への影響（第2回）金融危機とバーゼル規制と金融商品会計」『企業会計』第70巻第6号, 130-134頁。
- 岡本修「バーゼルⅢの最終化がもたらす金融商品会計への影響（第3回）バーゼル規制IFRS第9号の不整合」『企業会計』第70巻第7号, 92-96頁。
- 岡本修「バーゼルⅢの最終化がもたらす金融商品会計への影響（第4回）CoCo債とTLCAをめぐる会計上の論点整理」『企業会計』第70巻第8号, 90-95頁。
- 岡本修「バーゼルⅢの最終化がもたらす金融商品会計への影響（第5回）予期しない制度変更と満期保有目的の債券」『企業会計』第70巻第9号, 125-129頁。
- 岡本修「バーゼルⅢの最終化がもたらす金融商品会計への影響（第6回）」デリバティブ規制とデリバティブ投資『企業会計』第70巻第10号, 96-101頁。
- 武田隆二[1964]「原初の財産法から近代的財産法へ」『會計』第85巻第1号, 108-121頁。
- 角ヶ谷典幸[2015]「会計観の変遷と収益・利益の認識・測定パターンの変化」『企業会計』第67巻第9号, 33-43頁。
- 角ヶ谷典幸[2019]「歴史的な原価会計は危機に瀕しているのか」『企業会計』第71巻第1号, 60-68頁。
- 長谷川茂男「米国基準改訂の変遷・背景からみる『株式』の会計処理の考え方」『企業会計』第70巻第12号, 49-55頁。
- 藤井秀樹[1997]『現代企業会計論』森山書店。
- 山田辰巳「IFRS第九号の減損会計基準及びヘッジ会計の金融機関への適用（経済環境の変化と会計研究の課題）」『會計』第193巻第1号, 65-79頁。
- FASB [1976] *An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB.
- FASB [2014] *Revenue from Contracts with Customers*, Financial Accounting Series, No. 2014-09, Topic606.
- FASB/IASB [2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, SFACNO. 8, FASB; IASB [2010] *The Conceptual Framework for Financial Reporting, IASB*.
- IASC [1995] IAS32, *Financial Instruments: Presentation*.
- IASC [1999] IAS 39 (2008 revision), *Financial Instruments: Recognition and Measure-*

ment.

IASB [2007] IFRS 7, *Financial Instruments: Disclosures*.

IASB [2009] IFRS 9, *Financial Instruments*.

IASB [2018] *Conceptual Framework for Financial Reporting*, March, IASB.

(謝辞) 本号は南林さえ子教授の退職記念号である。多くの御指導を頂いた南林さえ子教授に御礼申し上げたい。

以上